



限度額適用認定証をお持ちの 74 歳までの方へ



「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」 の更新のお知らせ

限度額適用認定証は、医療機関の窓口で提示すると、窓口での支払が「自己負担限度額」までとなります。現在交付している証の有効期限は令和7年7月31日までです。

引き続き、証が必要な方は更新手続きをお願いします。受付は令和7年7月4日（金曜日）からです。

※70歳になる方、75歳になる方は有効期限が7月31日より前の場合があります。

【申請時にお持ちいただくもの】

- ・認定証が必要な方（患者）の本人確認書類
- ・窓口に来られる方（申請者）の本人確認書類

※住民税非課税世帯の方は過去12か月以内に90日を超える入院があった場合、適用区分により、食事代がさらに減額される場合がありますので、入院日数が確認できるもの（領収書等）をお持ちください。

※別世帯の方が申請する場合は「委任状」が必要です。本人の記入が難しい場合は「誓約書」が必要です。

【ご確認ください】

- ・国民健康保険料の未納があると交付できません。お支払いが最近の場合は領収書をご提示ください。
- ・適用区分により限度額適用認定証の交付の必要がない場合があります。
- ・税申告の時期により、区分が未反映の場合があります。
- ・限度額適用認定証の発効期日は申請月の初日です。
- ・限度額適用認定証の更新後の有効期限は最長で令和8年7月31日までです。
- ・世帯の中に住民税の未申告者がいる方は最上位の区分となります。

【受付と交付について】

- ・令和7年7月18日（金）までに御申請いただいた方は、7月中にお手元に届くよう郵送交付します。
- ・令和7年7月22日（火）以降に御申請いただいた方は、窓口にて証を交付します。